

# たかしま

Takashima City  
Public Relations

## 広報

2019

令和元年

12月号

No. 239

## 防災体験ひろば 2019

11月10日(日) 高島市消防本部  
で開催されました。タウンピックアップ  
ス(P15)も併せてご覧ください。

### 特集 バス、乗ってますか? ..... ②

主な  
内容

- ・秋の叙勲・危険業務従事者叙勲・褒章 ..... ⑤
- ・インフルエンザに備えよう ..... ⑥
- ・高島市の未来を担う人財育成 vol.2 ..... ⑫

無料アプリ「マチイロ」で広報たかしまが読めます!

「広報たかしま」はスマートフォンアプリ「マチイロ」でも配信しています。  
スマートフォン等から当アプリをダウンロードしてお使いください。

※アプリのダウンロードは無料ですが、  
通信費は利用者のご負担になります。

マチイロ

検索

高島市公式

フェイスブック  
Facebook

インスタグラム  
Instagram

で情報発信中!

こちらの名前でそれぞれ検索してご登録をお願いします。

・Facebook「あっと高島」 ・Instagram「takashima city #たかP写真館」



イメージキャラクター  
「たかP」

# 乗って頂けますか？

岡都市政策課  
☎(25) 8571



市では、市内全域に路線バス、コミュニティバス、乗合タクシー、市営バスが公共交通機関として運行していますが、皆さんは乗ったことがありますか？  
公共交通機関は、日常生活での移動手段や児童生徒の通学手段、観光客の来訪手段として必要不可欠な存在です。しかし、人口減少や少子化等によりバスなどの利用者は減少し、市内全域を運行するために多額の経費を要するなど、課題もあります。

▼そもそも、コミュニティバスって、なに？

コミュニティバスとは広い意味での路線バスの運行形態の一つであり、乗客数が少ないなどバス会社の経営努力だけでは黒字が見込めない地域の移動手段として、行政が赤字を補填する契約を結んでバス会社が運行する路線です。

市内の公共交通は、朽木線（安曇川駅～朽木学校前）、若江線（近江今津駅～小浜駅）の2路線以外のすべての路線が乗合タクシー、市営バスも含めて「コミュニティバス」の位置づけです。

▼乗り降りしやすい『ノンステップバス』

市では、コミュニティバスの運行に必要なバス車両を、多くの方が利用しやすいよう、乗降口に段差のない『ノンステップバス』への更新を進めています。

ノンステップバス車両の購入にあたっては、市がふるさと納税で全国からいただいた寄付金をバス会社へ補助しています。

▼運送業界では運転手の高齢化と人手不足が深刻になっています

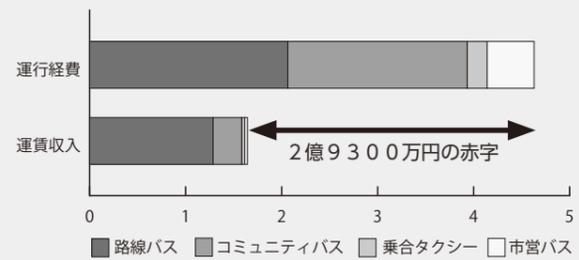
市外の例を見ると、運転手不足から、毎日運行していた2路線を隔日運行とし、週のうち月水金曜日のみバスが走る路線と、火木土曜日のみバスが走る路線を1人の運転手が担うといったことも始まっています。市内のバス・タクシー会社は、ここまで危機的ではありませんが、将来的に運転手不足による減便や路線の見直しは、避けられない課題となっています。

## バス・乗合タクシーの運行経費

市内のバス・乗合タクシーを1年間運行することで、約1億6400万円の運賃収入に対し、約4億5700万円の経費がかかり、差し引き約2億9300万円の赤字が発生しています。

しかし、公共交通は『赤字=悪い』という単純なものではなく、地域住民のための行政サービスとして行政が費用負担する意義があります。その意義をより大きなものにし、バス路線を維持するためにも、一人でも多くの人に利用していただくことが大切です。

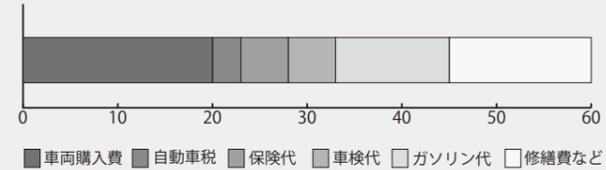
公共交通の収支（平成30年度）（単位：億円）



## 自家用車を維持するために必要な経費

バスや乗合タクシーの運賃は高いというイメージをもっている方も多いと思いますが、自家用車を維持する費用と比べてみたらどうでしょうか？例えば200万円の車を買って10年間乗とした場合、ガソリン代などを含めると年間約60万円（下図参考）、1か月あたり約5万円の経費が必要になります。しかし、日常の生活で買い物や通院に公共交通を利用した場合、仮に週4回夫婦で利用したとしても、1か月あたり2万円弱となります。仕事や家族構成などにもよりますが、自家用車を維持することと比べても、決して高くないことが分かります。

自家用車の維持経費（1年間）（単位：万円）



## 日常の生活で公共交通を利用した場合の費用

▼乗合タクシー（1回300円、往復600円）  
600円×4往復×4週間×2人（夫婦）  
= 19,200円（1か月）

# 受章おめでとうございます

閩総務課 ☎ (25) 8000

## 秋の叙勲・危険業務従事者叙勲・褒章

栄えある令和元年秋季の叙勲、第33回危険業務従事者叙勲および令和元年秋季の褒章の市内受章者をご紹介します。(順不同)

### 叙勲

《旭日双光章》地方自治功勞  
清水 しみず 克実さん 元滋賀県議会議員

### 危険業務従事者叙勲

《瑞宝双光章》防衛功勞  
前田 まえだ 文夫さん 元1等陸尉

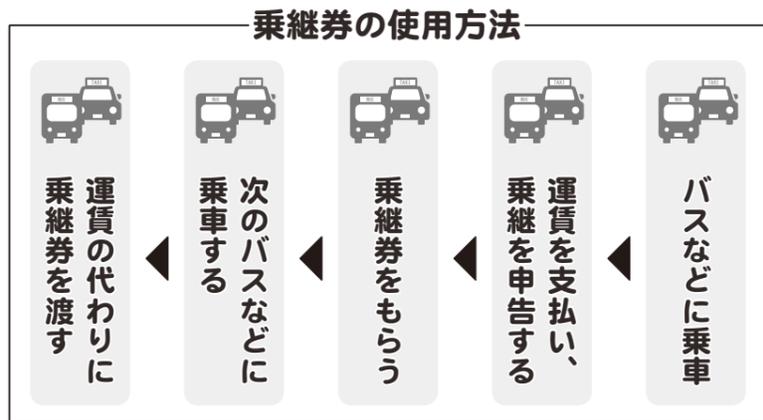
《瑞宝双光章》防衛功勞  
山本 やまもと 広義さん 元1等陸尉

《瑞宝双光章》警察功勞  
森田 もりた 一男さん 元滋賀県警視

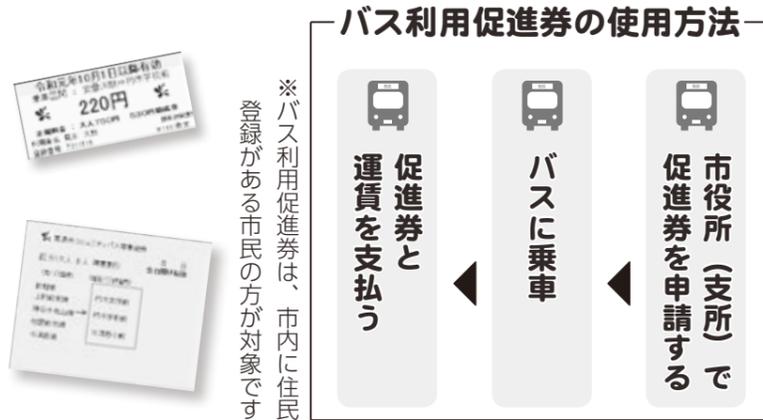
### 褒章

《黄綬褒章》業務精勵(農業)  
井上 いのうえ 四郎太夫さん 現農業

▼ご存知ですか？ おトクな『バス乗継券』・『バス利用促進券』  
市内のバス・乗合タクシー(京都バス比良線を除く)をご利用いただく際、1回に限り無料で乗り継ぐことができます。先に乗ったバスなどを降車する際に運賃を支払い、その時に「乗り継ぎをする」と運転手に申告すると「乗継券」が発行されますので、次に乗るバスなどを降車する際に、運賃の代わりに乗継券をお渡しください。



また、市内バスのうち朽木線(安曇川駅〜朽木学校前)と若江線(近江今津駅〜小浜駅)の2路線は乗車距離により運賃が変わりますが、市民の方は『バス利用促進券』をご利用いただくことで、コミュニケーションバスと同額(大人220円、小人110円)でご利用いただくことができます。(市内区間のみ)  
バス利用促進券は乗車前に申請する必要があり、都市政策課または各支所に申請してください。



▼運転免許の返納を  
考えてみませんか？  
人は誰もが歳をとるものです。個人差はあ



りますが歳をとると、運動神経や判断能力の衰えは避けられませんが、今年も全国的に高齢ドライバーによる痛ましい交通死亡事故が多発しています。市内でも高齢ドライバーによるアクセルとブレーキの踏み間違いと思われる交通事故が発生しています。  
平成30年の事故統計では、交通事故を起こした人のうち高齢者(65歳以上)の割合が県内の他の市町では25%〜30%であるのに対し、本市では40%を超えています。大津市や草津市などの都市部と比

## 市内で交通死亡事故多発

今年に入り10月末までの間に、市内では既に5人の方が交通事故で亡くなっています。

交通事故を起こさない、交通事故に巻き込まれないためにも、スピードを出しすぎない、きちんと一時停止をして左右確認、ライトの早目の点灯を心掛けましょう。

また、歩くときや自転車に乗るときも、反射材やヘルメットを着用し、車のドライバーから視認されやすくしましょう。夕暮れ時や夜間の外出はなるべく控えるなど、自分の身は自分で守る意識を高めましょう。

べて、本市は高齢化率が高いこと、車を運転できないと不便であることなどから、高齢者の交通事故の割合が高くなっています。  
ご自身の運動能力を今一度振り返り、運転免許の返納も考えてみませんか？ ひとたび交通事故を起こしてしまったら、相手方に迷惑が掛かるだけでなく、場合によっては取り返しのつかない事故となる場合もあります。『運転免許返納』加害者になる危険性ゼロ』なのです。

運転免許の返納に関しては、高島警察署でも随時相談をお受けしています。

閩高島警察署交通課  
☎ (22) 0110

## 高島交通安全市民大会を開催しました

市民の皆さんに交通安全の意識を高めていただくために、10月20日(日)に藤樹の里文化芸術会館で『高島交通安全市民大会』を開催しました。

当日は交通安全にご尽力いただいている方々の表彰や市内小学生による交通安全の絵の作品展表彰、吉本興業所属のタレント・ヒューマン中村さんの交通安全クイズを交えた楽しいステージのほか、屋外では、市内自動車ディーラーによる先進の

安全装置付き車両の展示や自動ブレーキ車の試乗会などを実施し、小さな子どもから高齢の方々まで、多くの皆さんにご来場いただきました。



【保存版】

年末年始、お酒の量は大丈夫？  
～ほどよい付き合いのススメ～

年末年始は飲酒の機会が多くなりがちですね。日本ではお酒は古くから祝祭や会食など多くの場面で飲まれており、生活の一部として親しまれてきました。私たちに身近なお酒も、飲みすぎると健康を害します。では、適量とは？下記の表にまとめてみました。

▼主な酒類の換算の目安 (商品により差があります)

品名	ビール	日本酒	ウイスキー ブランデー	焼酎	ワイン
量 (ml)	500	180	60	180	120
純アルコール量	 20g	 22g	 20g	 50g	 12g
度数	5%	15%	43%	35%	12%

研究では、男性の場合、平均して2日に日本酒1合程度(純アルコール20g程度)を飲酒する方の死亡率が最も低いとされています。

アルコールが体や精神へ及ぼす影響は、飲んだお酒の量ではなく、摂取した純アルコール量が基準となります。「酒は百薬の長」となるように、程よい距離を保ちながら、健康で長くお酒とお付き合いをしたいものですね。

また、皆さんのなかには「酒をやめないといけない・・・でもやめられそうにない。」と悩んでいる方もおられるかもしれません。

アルコール依存症で治療が必要な人は、国内で100万人以上と推測されています。県内にアルコール治療をしている医療機関や相談窓口、酒害から回復した当事者団体「断酒同友会」などもありますので、勇気を出して相談してみませんか？まずはお電話ください。

閩健康推進課 ☎ (25) 8078

2020年農林業センサスにご協力ください

閩企画広報課 ☎ (25) 8130

農林水産省では、令和2年2月1日現在で、「2020年農林業センサス」を実施します。

この調査は、国の農林業・農山村地域の実態を明らかにする最も基本的な調査です。

令和元年12月中旬から令和2年1月にかけて調査員が農林業関係者の方々を訪問して、調査票に農林業の経営状況などの記入をお願いします。

調査票に記入された事項については、統計以外の目的には使用されませんので、ご協力をお願いします。

2020年農林業センサスについて、詳しくは二次元コードからキャンペーンサイトをご覧ください。



マスコットキャラクター「つっちー」




**マチイロ**  
マチを好きになるアプリ

App Store | Google Play

「広報たかしま」をより手軽にご覧いただけるよう、株式会社ホープと提携し、スマートフォンアプリ「マチイロ」での配信をしています。

今まで広報誌をじっくり読めなかった方や忙しい方も、いつでもどこでも好きな時にスマートフォンやタブレットで読むことができます。ぜひご利用ください。



iOS



android

※アプリのダウンロードは無料ですが、通信費は利用者のご負担になります。

インフルエンザに備えよう

閩健康推進課 ☎ (25) 8078

気温が下がり、木枯らしが吹くようになると風邪やインフルエンザの流行に備えることが必要です。ウイルスや細菌は低温低湿度を好むため、この時期は感染力が強くなります。また、冬は寒さによって体温が下がりやすく、ウイルスや細菌への免疫力が落ちます。本格的な冬を迎える前に、正しい健康管理を心がけましょう。

**1**

人にうつさないためのマスク着用だけでなく、うつされない予防にもマスクはおすすめです。鼻の上まで隙間を作らないように装着し、捨てる時は内側に触れないように気をつけましょう。



**2**

人ごみの多い場所では、ウイルスや細菌が漂い、感染する可能性が高くなります。予防には帰宅直後のうがいが効果的です。まず、口の中の隅々をブクブクうがいし吐き出したら、新しい水でガラガラうがいを15秒ほどしましょう。帰宅時だけでなく、喉や空気が乾燥しているときにもおすすめです。



**3**

実は、風邪やインフルエンザなど、病気を引き起こす感染症の多くは、《手を介して侵入することが多い》と言われています。ドアノブやつり革など、不特定多数の人が触るようなものに触った手で、自分の目や鼻、口を触ったりすることで体内に侵入してきます。そのため、手からの侵入を遮断する手洗いがとても大切になります。

石けんをよく泡立て、手のひら、手の甲、手首、指や爪の間も念入りに洗い、流水で十分にすすぎ、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かしましょう。



冬の健康管理は、うがいや手洗いななど日常生活の対策が重要です。それらの対策と併せて、休養や睡眠をしっかりとって、栄養バランスのよい食事をとりましょう。

また、インフルエンザ予防には流行前のワクチン接種が有効です。日頃の健康管理と併せて、予防接種も受けましょう。

12月4日～10日は人権週間です

### みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち  
未来へつなげよう 違いを認め合う心～

人権週間は、家庭で、職場で、学校で、家族と、友達と、みんなと、人権を考える1週間です。私たち一人一人が、人権について正しく理解し、周りの人の人権を尊重する意識を持つことが大切です。人権について、相談のある方は、お近くの人権擁護委員・法務局・市役所人権施策課までお問い合わせください。

#### 全国共通人権相談ダイヤル

☎0570(003)110

#### 子どもの人権110番

☎0120(007)110

#### 女性の人権ホットライン

☎0570(070)810

#### 外国語人権相談ダイヤル

☎0570(090)911

#### 大津地方法務局人権擁護課

☎077(522)4673

### 高島市人権のつどい

私たち一人一人が、お互いの人権を意識し、尊重・互助・共生の地域社会の実現を目指して開催します。参加は無料です。

- ▼日時 12月1日@13時30分～16時
- ▼会場 市役所新館3階
- ▼内容 人権啓発優秀作品表彰、記念講演「LGBTって何だろう～私たちができること～」講師：栗木 剛さん

### 特設人権なんでも相談所

ひとりで悩まずに人権擁護委員にご相談ください。相談は無料、予約は不要、秘密は厳守します。

- ▼日時 12月2日@13時30分～16時
- ▼場所 マキノ支所、今津老人福祉センター、朽木支所、安曇川公民館、高島支所、市役所新館

☎人権施策課 (25) 8524

## 農業者年金に加入しましょう！

農業者年金は、国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方であれば誰でも加入できます。

また、配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

#### ＜積立方式の年金です＞

自らが納めた保険料とその運用収入を年金の原資として積み立て、その額に応じて年金額が決まる積立方式の年金です。

#### ＜終身年金で80歳までの保証つきです＞

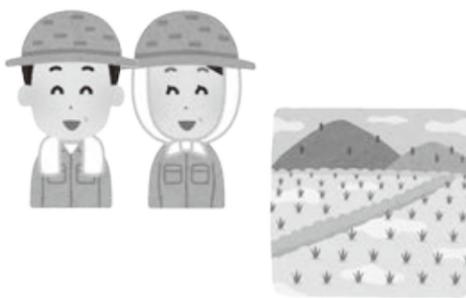
年金は生涯支給されます。仮に80歳までに亡くなられた場合は、一定の要件のもと、80歳までに受け取れるはずだった農業者老齢年金が、死亡一時金として遺族に支給されます。

#### ＜税制上の優遇措置があります＞

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、保険料などの年金資産の運用益は非課税です。

さらに、受け取る農業者年金は、公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が120万円までは全額控除となります。

詳しくはお問い合わせください。



☎農業委員会事務局 (25) 8513

## 12月3日～6日は障害者週間です

障がいのあるなしに関わらず誰もがお互いの個性を認め合い、お互いに支え合って、誰もが暮らしやすい「まち」についてみんなで考えてみませんか？

令和元年度  
障がい者虐待防止普及啓発事業

### 誰もが住みやすい 共生社会をめざそう ～障害者の立場から～

権利擁護の視点を学び、権利侵害や虐待を未然に防ぎ、一人一人が大切にされるための地域づくりを、市民の皆さんと福祉関係者が一緒になって考えます。

お気軽にご参加ください。

- ▼日時 12月7日@13時30分～15時
- ▼場所 安曇川公民館
- ▼参加費 無料

☎高島市障がい者相談支援センター コンパス (25) 5553

『滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例』が平成31年4月1日(10月1日全部施行)から施行されました！

#### 条例のポイントは：

▼「障害の社会モデル」の考え方を定義  
障がいのある人が日常生活や社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会的バリアと相対することによって生じるものという考え方です。

#### ▼合理的配慮の提供等を義務化

国の障害者差別解消法では努力義務ですが、県の条例では差別解消の取り組みを一層進めるために、義務としました。

また、法律では対象外の個人に対しても、「差別的禁止」および「合理的配慮の提供」を義務としました。

#### ▼相談・解決の仕組みを整備

障害を理由とする差別に関する相談を受け付ける「障害者差別解消相談員」と、障害のある方の代弁者となる「地域アドボケーター」を設置しました。市のアドボケーターは、松本良平さんと谷口まゆみさんです。

### 『高島市身体障害者更生会』 会員募集！

☎高島市身体障害者更生会 (25) 2848



更生会は、市内在住の身体障害者手帳を持っている方で構成された団体です。

孤立した生活を防ぐ為、みんなで一緒に楽しい時間を過ごせることを目的に活動しています。みんなで運動して汗を流したり、悩みを相談したりしませんか？

#### ～活動内容～

- 「グラウンドゴルフ大会(春・秋)」
- 「身体障がい者スポーツ大会への参加」
- 「障がい者週間啓発事業の参加」など

☎障がい福祉課 (25) 8516

### 高島市身体障害者相談員 就退任のお知らせ

中江光男相談員の退任に伴い、12月1日から新しく身体障害者相談員として林俊博相談員が任命されました。お気軽にご相談ください。

また、中江光男相談員におかれましては、長年にわたり地域の障がい者福祉の相談業務にご尽力いただきまして、誠にありがとうございました。

(新) 身体障害者相談員

林 俊博さん(勝野)  
☎(36) 0358

## 家屋の新增築・取り壊し・所有権移転には 手続きが必要ですよ！

**【家屋を新築、増築されたとき】**  
建築確認申請を必要としない建物も固定資産税の課税対象となりますので、建築工事の完了後、速やかに連絡してください。



### 【家屋を取り壊されたとき】

(全部または一部)

「建物滅失届」を提出してください。また、届出の提出が令和2年1月以降になる場合は取壊証明書の添付が必要となります。

なお、不動産登記がされている家屋で年内に法務局で滅失登記が完了した場合、この届出は不要です。



**【家屋の所有権を移転されたとき】**  
売買や贈与、相続などで家屋の所有者が変更された場合、次のとおり手続きが必要です。

### ▼不動産登記されている家屋

年内に法務局で所有権移転登記を完了してください。移転日が年内であっても登記完了日が令和2年の場合、納税義務者の変更は翌年度以降となります。



### ▼不動産登記されていない家屋

「未登記家屋の所有者変更届」を税務課へ提出してください。また、権利の移転が確認できる書類(契約書や協議書の写しなど)の添付が必要です。

※詳しくは、市のホームページをご覧ください。お問い合わせください。

☎ 税務課 (25) 8109

## 除雪作業にご協力ください



12月1日から3月20日は雪寒期間です。降雪時には道路の除雪などを行います。迅速で円滑な除雪作業のために、次の3点について皆さんのご協力をお願いします。

### ★路上駐車をしないでください！

除雪作業が遅れたり、できなくなったりします。また、事故の原因にもなりますので、路上には駐車をしないようにお願いします。

### ★目印をつけてください！

石垣や庭木などは、除雪作業時に確認ができず破損する恐れがあります。赤い布切れなどを付けた2m程度の竹竿を立てるなど、目印をお願いします。

### ★枝打ちをしてください！

道路際の竹や木などが、降雪や着雪により道路側に倒れ、通行の妨げになります。土地所有者で枝打ちや伐採をお願いします。

※除雪作業の際、雪のかたまりが宅地の出入り口をふさぐことがあります。が、ご理解とご協力をお願いします。※消雪装置の散水に異常がありましたら土木課までお知らせください。

☎ 土木課 (25) 8570

